

「令和8年度 とくしまジュニア クラブチーム支援事業 実施要項」

1 事業の目的

中学生年代対象の全国大会に出場するスポーツのクラブチーム・団体に対し、その活動を支援することで、全国で活躍する本県選手の育成・競技力向上及び保護者の経済的負担の軽減を図る。

2 補助対象となる団体

徳島県内を拠点として活動する、中学生年代を対象としたスポーツのクラブチーム・団体
※中学校（中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部含む）の部活動は除く

3 補助対象者

上記2の団体のうち、全国大会参加申込書に記載された選手に限る。
※監督・コーチ等は含まない

4 実施事業の内容

補助金の対象となる事業（以下「補助金対象事業」という。）は次のとおりとする。

- (1) スポーツ活動を行うクラブチーム・団体が、予選や選考会を経て、本県代表として中学生年代を対象とした全国大会へ出場するための遠征費とする。
- (2) 遠征費とは、全国大会に出場するための旅費及び※宿泊費、バス等借り上げ料とする。
※宿泊費に食事代・駐車場代は含まない
ただし、次の①②に該当するものは対象外とし、また③に該当するものについては補助額を控除することとする。
 - ① 当該年度において、既に本事業の補助金の交付を受けている。
 - ② 年度をまたぐ日程の全国大会であって、前年度に同大会に係る本事業の補助を受けている。
 - ③ 他の機関・団体等から全国大会に出場するための遠征費の補助を受けている。

5 実施事業の補助額

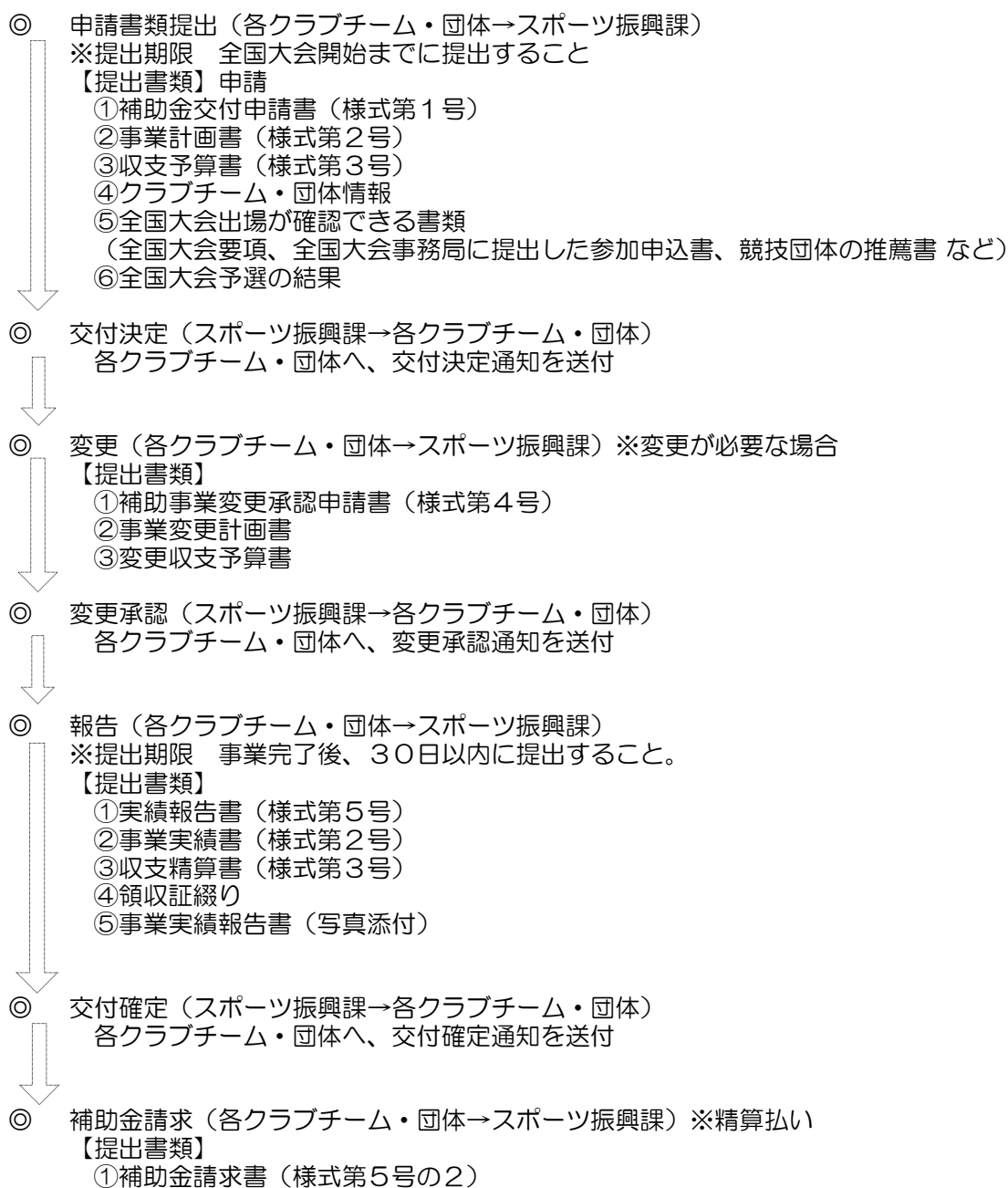
補助額は、補助金対象事業に要する費用の1/2以内とし、上限額は、全国大会に出場する人数（大会登録人数）により下記のとおりとする。ただし、上記4（2）③に該当する場合は、その額を補助対象事業に要する費用から控除するものとする。

- ① 1人～ 5人 : 50,000円
- ② 6人～11人 : 100,000円
- ③ 12人 以上 : 150,000円

6 留意事項

- (1) 徳島県県民スポーツ振興事業補助金交付要綱の別表記載のとくしまジュニア クラブチーム支援事業「全国大会出場に要する経費」とは、この要項の別表に定める経費とする。
- (2) 県は、補助金対象事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるように求めることができる。
- (3) 県は、補助金対象事業の実施に当たり、クラブチーム・団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るための協力を行う。
- (4) 県は、必要に応じ、補助金対象事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) この要項に定める事項のほか、補助金対象事業の実施にあたり必要な事項については、別途定めるものとする。
- (6) 事業の計画時には、県が主催するセミナーへの参加等により、AED、脳震盪、熱中症の対応など、「スポーツ安全管理」が適切に行うことができるよう、計画を立てることとする。

7 補助金交付の流れ（スケジュール）



《関係書類提出先》

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課 競技力向上担当
TEL (088)621-2984 FAX (088) 621-2819

別表1（令和8年1月）

補助金対象経費基準（旅費の基準）

地区	都道府県	交通費 (通常) (円)	航空機利用の場合 (円)		宿泊費（1泊）
	目的地				
北海道	北海道	82,600	3,089		決算時には宿泊費の実費精算とする。
	青森県	60,100	629	+航空賃(実費) (100円未満切り捨て)	
東北	岩手県	56,000	8,680		
	宮城県	51,100	8,980		
	秋田県	60,900	2,775		
	山形県	51,100	1,289		
	福島県	47,900	19,889		
	関東	茨城県	40,100	9,449	
栃木県		43,000	11,709		
群馬県		43,000	11,709		
埼玉県		37,900	2,649		
千葉県		37,900	3,149		
東京都		36,800	2,009		
神奈川県		36,100	1,729		
山梨県		38,700	8,389		
北信越	新潟県	44,700	7,660		
	長野県	34,700	—		
	富山県	27,900	—		
	石川県	26,200	—		
東海	福井県	21,900	—		
	静岡県	29,900	—		
	愛知県	20,700	—		
	三重県	14,500	—		
	岐阜県	21,000	—		
	滋賀県	12,700	—		
近畿	京都府	8,500	—		
	大阪府	7,300	—		
	兵庫県	6,400	—		
	奈良県	9,000	—		
	和歌山	4,800	—		
中国	鳥取県	18,900	—		
	島根県	20,100	—		
	岡山県	8,500	—		
	広島県	21,000	—		
四国	山口県	27,100	—		
	香川県	5,600	—		
	徳島県	1,000	—		
	愛媛県	18,800	—		
九州	高知県	12,700	—		
	福岡県	33,900	629		
	佐賀県	35,500	5,749		
	長崎県	40,600	13,069		
	熊本県	40,100	12,829		
	大分県	37,320	15,709		
	宮崎県	42,600	7,660		
	鹿児島	48,600	25,049		
沖縄県	117,900	10,180			

※交通費については、原則、公共交通機関や借り上げバスを使用するものとし、
 やむをえず自家用車等を使用する場合は、上基準（通常）により支出する。（要事務局相談）
 ※交通費・宿泊費の領収証については、公共交通機関や旅行代理店等から発行されたもののみ認める。
 （予算時には見積額で計上し、精算時には領収証記載の金額で精算する。）

補助金執行上の留意点

- 1 補助金を充当する経費のみ計上してください。
- 2 様式は、必ず各事業の指定の様式を使用してください。
- 3 各書類の提出期限は必ず守ってください。
 - ①交付申請書類は該当する全国大会出場までに提出
 - ②実績報告書類は事業終了後30日以内に提出
- 4 総事業費または各科目において予算額と実績額に20%以上の増減が生じる場合は、あらかじめ「事業変更承認」を受ける必要があります。
- 5 書類を訂正する場合は、修正液や修正テープ、砂消しゴム等を使用しないでください。
必ず二重線を引き、訂正印を押印した上で正しく書き直してください。
- 6 実績報告時に添付する領収証について
 - ①「補助金交付決定通知日」から「事業完了日」までの日付が対象となります。
 - ②原本での提出が原則です。
 - ③宛名は、必ず、クラブチーム・団体宛にしてください。
 - ④原則として該当選手分のみとし、指導者等の分とはあらかじめ分けて発行を依頼してください。
 - ⑤「領収証添付用紙」に貼り付けてください。
 - ⑥「交通費支給明細書」は、交通費を受領した人の自署と捺印が必要となります。
(同乗者の自署、捺印の必要はありません。)
- 7 補助金請求書の「請求者」と「口座名義」が異なる場合は、別途「委任状」を提出してください。
※補助金請求者：委任者、口座名義人：受任者（補助金を受け取る人）となります